

身体障害者手帳

対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
[留意事項] 新たに障がいの認定を受けようとする人、既に認定を受けていて、等級の変更申請をしようとする人		

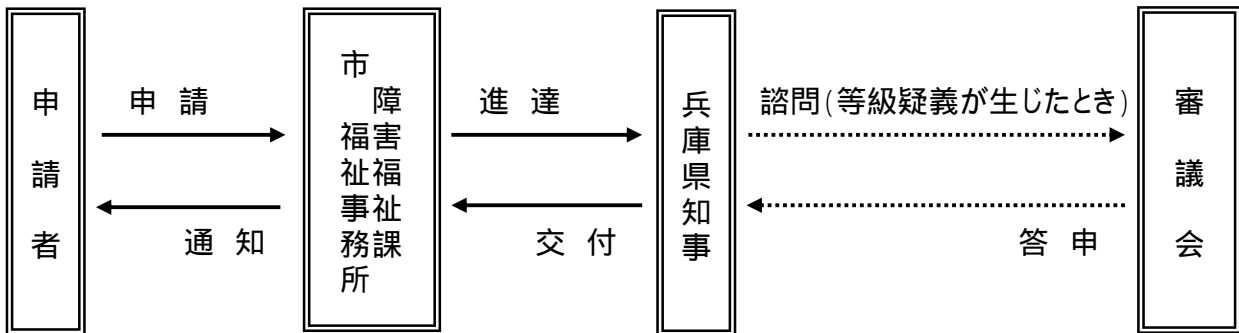
説明

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して、障がいの状態を認定する手帳が知事等から交付されます。手帳の交付を受けることにより、福祉サービスを受けることができます。
 等級については資料編を参照してください。

手続(申請)先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

申請から交付までの流れ



- * 手帳が交付されるまでの期間は、およそ1～2ヶ月程度必要です。
- * 審議会に諮問されると、3ヶ月～6ヶ月以上かかる場合があります。

手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・診断書及び意見書(診断書・意見書は指定医師による作成が必要)
- 上記2点は、所定の様式が障害福祉課にあります。川西市ホームページからもダウンロード可能です。
- ・写真1枚
 - * たて4cm×よこ3cm、上半身(無帽)、おおむね6ヶ月以内に撮影されたもの。(ポラロイド、家庭用プリンターでの印刷は不可)
- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・申請者のマイナンバーカードまたは、マイナンバーを証明する書類(個人番号通知カードもしくはマイナンバーの記載のある住民票)と写真付きの公的身分証明書類

療育手帳

対象となる人

障がいの種類	等級	備考
知的障がい 発達障がい	A・B1・B2	
[留意事項] 新たに障がいの認定を受けようとする人、既に認定を受けていて、等級の変更申請をしようとする人		

説明

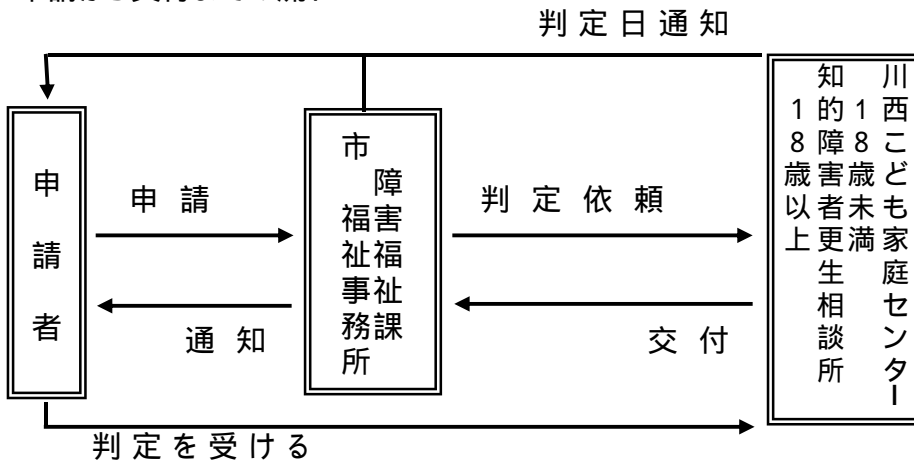
知的及び発達に障がいがある人に対して、障がいの程度を認定する手帳を交付します。手帳の交付を受けると、一貫した指導を受けたり相談をしたり、また福祉サービスを受けたりできます。

手帳は、川西子ども家庭センター（原則として18歳未満の人が対象）や知的障害者更生相談所（原則として18歳以上の人を対象）において知的（発達）障がい児（者）と判定された人に交付されます。

手続（申請）先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072 - 740 - 1178

申請から交付までの流れ



手続に必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・受付票（新規の場合のみ）

上記2点は、所定の様式が障害福祉課にあります。川西市ホームページからもダウンロード可能です。

- ・写真1枚（必要でない場合もあります）

* たて4cm×よこ3cm、上半身（無帽）、おおむね6ヶ月以内に撮影されたもの。
（ポラロイド、家庭用プリンターでの印刷は不可）

精神障害者保健福祉手帳

対象となる人

障がいの種類	等級	備考
精神障がい	1～3級	
[留意事項] 新たに障がいの認定を受けようとする人、既に認定を受けていて、更新申請、等級の変更申請をしようとする人		

説明

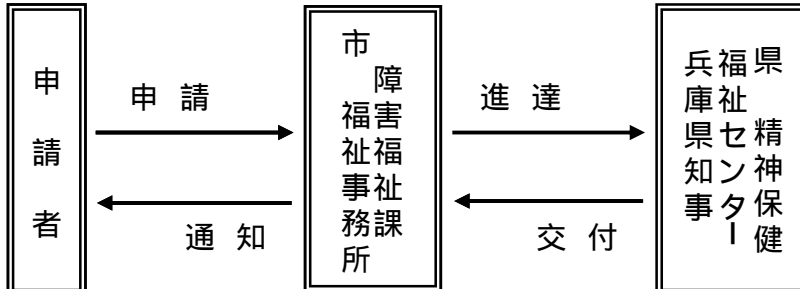
一定の精神障がいの状態にある人(精神障がいの初診日から6ヶ月以上経過している必要があります)に対して、障がいの状態を認定する手帳が知事等から交付されます。手帳の交付を受けることにより、福祉サービスを受けることができるようになります場合があります。

なお、手帳には有効期限(原則として交付日から2年が経過する日の属する月の末日)が定められており、この有効期限の満了する3ヶ月前から更新申請ができます。

手続(申請)先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

申請から交付までの流れ



* 申請から手帳が交付されるまで、およそ3ヶ月程度必要です。

手続に必要なもの

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・診断書(医師作成から3ヶ月以内のもの)

上記2点は、所定の様式が障害福祉課にあります。川西市ホームページからもダウンロード可能です。

- * 精神障がいを理由とする年金を受給している人は、診断書の提出に代え、年金証書及び最新の年金振込通知書、年金事務所等照会同意書による申請ができます。
- ・写真1枚(必要でない場合もあります)
 - * たて4cm×よこ3cm、上半身(無帽)、おおむね1年以内に撮影されたもの。(ポラロイド、家庭用プリンターでの印刷は不可)
- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・申請者のマイナンバーカードまたは、マイナンバーを証明する書類(個人番号通知カードもしくはマイナンバーの記載のある住民票)と写真付きの公的身分証明書類